

新旧対照表

【輸出入・港湾関連情報処理システムを使用して行う税関関連業務の取扱いについて（平成22年2月12日財関第142号）】

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>第5章 輸入通関関係</p> <p>第11節 収納関係</p> <p>(申告納税方式による関税等の納付の方法)</p> <p>11-3 システムを使用して行われる納税申告又は修正申告の納税の方法及び輸入許可前引取りの承認を受けた貨物に係る税額等の通知に基づく関税等の納付の方法は、次による。</p> <p>(1) 直納方式を選択した場合</p> <p>イ 即納又は個別延長方式を選択した場合</p> <p>システムから各税（消費税及び地方消費税は、一の税とみなす。以下同じ。）ごとに、輸入者及びその代理人である通関業者（以下この節において「通関業者等」という。）に対して「納付書情報（直納）」が配信されるので、これを「納付書」として出力し、これにより日本銀行に關税等の税額を納付するものとする。</p> <p>なお、「納付書」は原則として申告の都度出力することになるが、特例申告に係る即納の場合には、当該特例申告に係る輸入が許可された日の属する月（以下「特定月」という。）の翌月<u>7日又は20日</u>で<u>特例申告を行う者又はその代理人である通関業者が選択した日</u>（以下「特定日」という。）までに特例申告された場合に限り、当該特定日の翌日に、システムにより特定月分ごとに一括して出力される各税ごとの納付書（以下「一括納付書」という。）により納付するものとする。</p> <p>ロ (省略)</p> <p>(2)及び(3) (省略)</p>	<p>第5章 輸入通関関係</p> <p>第11節 収納関係</p> <p>(申告納税方式による関税等の納付の方法)</p> <p>11-3 システムを使用して行われる納税申告又は修正申告の納税の方法及び輸入許可前引取りの承認を受けた貨物に係る税額等の通知に基づく関税等の納付の方法は、次による。</p> <p>なお、専用口座振替方式（処理法第4条第1項の規定に基づき、預金口座のある金融機関に關税等の納付を委託する方法をいう。）については、平成29年3月31日をもってその機能が廃止されているので、留意する。</p> <p>(1) 直納方式を選択した場合</p> <p>イ 即納又は個別延長方式を選択した場合</p> <p>システムから各税（消費税及び地方消費税は、一の税とみなす。以下同じ。）ごとに、輸入者及びその代理人である通関業者（以下この節において「通関業者等」という。）に対して「納付書情報（直納）」が配信されるので、これを「納付書」として出力し、これにより日本銀行に關税等の税額を納付するものとする。</p> <p>なお、「納付書」は原則として申告の都度出力することになるが、特例申告に係る即納の場合には、当該特例申告に係る輸入が許可された日の属する月（以下「特定月」という。）の翌月20日（以下「特定日」という。）までに特例申告された場合に限り、当該特定日の翌日に、システムにより特定月分ごとに一括して出力される各税ごとの納付書（以下「一括納付書」という。）により納付するものとする。</p> <p>ロ (同左)</p> <p>(2)及び(3) (同左)</p>